# 尾道市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和4年5月25日(水)14時00分~15時00分
- 2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1
- 3. 出席委員 17人(委員総数19人)

会 長 副会長 委 員 19番 土山 浩二

8番 山田 清 1番 米田 健一 3番 村上 智彦 4番 吉原 正紀 5番 松森 智 6番 安井 常人 上峠 数博 7番 9番 髙本 博文 10番 村上 正 11番 中司 睦枝 12番 大西 寛幸 13番 岡本 幸平 14番 原 弘子 15番 片山 博 16番 髙橋 泰登 17番 八津川 和司

欠席委員 2人

4. 農地利用最適化推進委員の出席 17人(推進委員総数18人)

 江良 宗登
 中司
 邦弘
 笠井 博志
 檀上 健
 行廣 文德
 杉谷 智章

 上 清五郎
 宮迫 徹也
 林原 啓
 奥本 浩己
 宮地 眞良

 松浦
 徳和
 村上 佐代子
 藤岡 正宏
 江田 敏道
 佐々木 崇
 植原 宗哉

- 5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議案(審議事項)
    - 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 議案第24号 非農地証明申請について
    - 議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)
    - 審議事項(2)「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による 農用地利用配分計画(案)」に対する意見について
    - 審議事項(3)「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の決定について
    - 審議事項(4)「尾道市農地利用最適化推進委員の辞任」について
  - 第3 議案(報告事項)
    - 報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
    - 報告第20号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について
    - 報告第21号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
    - 報告第22号 電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置について
  - 第4 その他 その他
- 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志

事務局職員 髙橋 知佐子 中島 幸恵 土本 充 小田 充彦 豊田 詞也

7. 農林水産課職員

職員 主田 孝弘 泉 唯

#### 8. 会議の概要

会 長

あいさつ (省略)

議長

それでは、議事に入れせていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 委員総数は19名で、本日の出席委員は17名、欠席委員は2名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。

議事録署名は9番・髙本博文委員、11番・中司睦枝委員にお願いします。

農地利用最適化推推進委員は、18名中、出席委員は17名です。

議長

それでは、これから申請に基づく議題に入ります。

議案書の方をご覧ください。

議案22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第22号、52番から59番までを議案書をもとに説明)

申請番号52番、権利の種類は期間5年間の使用貸借権の設定です。

申請地は美ノ郷町の1筆、現況地目は田、面積は541㎡です。

貸渡理由は農業経営の規模縮小、借受理由は農業経営の規模拡大のためです。

借受人の経営面積は5,342.12㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。 この申請については、5月6日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行い ました。

申請番号53番、権利の種類は贈与による所有権移転です。

申請地は美ノ郷町の1筆、現況地目は田、面積は323㎡です。

譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。 譲受人の経営面積は4,422.61㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。 この申請については、5月6日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号54番、権利の種類は期間5年間の使用貸借権の設定です。

申請地は因島外浦町の2筆、現況地目は畑、面積は1,371㎡です。

貸渡理由は高齢による経営縮小、借受理由は相手方の要望によるです。

借受人の経営面積は $124 \, \text{m}$ ですが、今回の借受面積が1,  $371 \, \text{m}$ あり、下限面積の1,  $000 \, \text{m}$ を充たします。

この申請については、5月10日、村上智彦委員、松浦推進委員と事務局職員で現地調査 を行いました。

申請番号55番、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は因島大浜町の1筆、現況地目は畑、面積は140㎡です。

譲渡理由は遠隔地につき耕作不能、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。

譲受人の経営面積は1,252.30㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。 この申請については、5月10日、村上智彦委員、松浦推進委員と事務局職員で現地調査 を行いました。

申請番号56番、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は因島洲江町の7筆、現況地目は畑、面積は2,342㎡です。

譲渡理由は農業経営の規模縮小、譲受理由は新規就農者としてです。

譲受人の経営面積は新規就農者のためありませんが、今回の譲受面積が 2 ,  $342 \, \text{m}^2$  であり、下限面積の 1 ,  $000 \, \text{m}^2$  を充たします。

なお、譲受人は農業経験者ですが、今回は新規就農者として営農計画書が添付されており、野菜を栽培し、スーパーマーケットに出荷する計画となっています。

この申請については5月11日、米田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号57番と58番は関連案件のため、一括して説明します。

申請番号57番、権利の種類は期間3年間の賃貸借権の設定です。

申請地は瀬戸田町の1筆、現況地目は畑、面積は1,645㎡です。

貸渡理由は農業経営の規模縮小、借受理由は新規就農者としてです。

申請番号58番、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は瀬戸田町の1筆、現況地目は畑、面積は1,661㎡です。

譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は新規就農者としてです。

借受及び譲受人の経営面積は新規就農者のためありませんが、今回の借受及び譲受の合計面積が3,306㎡であり、下限面積の3,000㎡を充たします。

なお、新規就農者のため営農計画書が添付されており、柑橘類を栽培し、青果市場に出荷する計画となっています。

申請番号57番については、5月11日、髙本委員、佐々木推進委員と事務局職員で、申請番号58番については、同日、岡本委員、植原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号59番、権利の種類は贈与による所有権移転です。

申請地は瀬戸田町の1筆、現況地目は畑、面積は810㎡です。

譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。 譲受人の経営面積は2,880.36㎡ですが、今回の譲受面積を合わせると3,690.36㎡あり、下限面積の3,000㎡を充たします。

この申請については、5月11日、米田委員、江田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号52番から59番までにつきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

# 議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号52番から59番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の 挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

# 議長

次に、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

# 事務局

それでは、議案第23号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案23号、56番から80番を議案書をもとに説明)

申請番号56番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。

所在は、神田町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、220㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第2種農地と考えられます。

転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積60.86㎡、駐車場、合併浄化槽が 計画されています。

借受人は、この度、母から申請地及び隣接宅地を借り受けて、住宅を新築したいというもので、都市計画法に基づく建築許可の見込みです。

この申請については、5月6日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査行いました。

申請番号57番、申請内容は、贈与による所有権の移転です。

所在は、木ノ庄町木門田の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、512㎡の転用計画です。

申請地は、都市計画区域外にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、資材置場用地で、木材、脚立、足場などの資材置場が計画されています。 譲受人は、この度、申請地を取得して、趣味である日曜大工の資材置場として利用したい というものです。

なお、申請地は一部に建築物があるため、申請に際しては顛末書が添付されております。 この申請については、5月6日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行い ました。

申請番号58番及び59番は同一事業者のため一括して説明いたします。

申請内容は、58番が賃貸借による権利の設定、59番が売買による所有権の移転です。 所在は、浦崎町の2筆、地目は田及び畑、農振農用地区域外、842㎡と477㎡の2か 所の転用計画です。

申請地は、都市計画区域外にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、資材置場及び駐車場用地で、車両置場、来客用駐車場が計画されています。 借受及び譲受人は、福山市で船舶や自動車の輸出及び販売業を営む法人の代表者であり、 この度、事業拡大に伴い、申請地を借り受けて、また申請地と隣接宅地を取得して、販売用 などの車両や来客用の駐車場にしたいというものです。

この申請については、5月9日、髙橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査行いま した。

申請番号60番及び61番は関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、ともに売買による所有権の移転です。

所在は、西藤町の全2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計2,115㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にありますが、尾道福山自動車道の西藤インターから300m 以内に位置することから、農地区分は、第3種農地と考えられます。

転用目的は、建売分譲用地で、住宅11棟、駐車場各2区画、進入路、合併浄化槽が計画 されています。

譲受人は、福山市に本店を置く不動産業を営む法人であり、申請地を取得し、建売住宅を 分譲したいというのもで、都市計画法に基づく開発許可の見込みです。

申請番号62番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、西藤町の1筆、地目は田、農振農用地区域外、1,077㎡の転用計画です。 申請地は、市街化調整区域にありますが、尾道福山自動車道の西藤インターから300m 以内に位置することから、農地区分は、第3種農地と考えられます。

転用目的は、建売分譲用地で、住宅6棟、駐車場各2区画、進入路、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、福山市に本店を置く不動産業を営む法人であり、申請地を取得し、建売住宅を 分譲したいというのもで、都市計画法に基づく開発許可の見込みです。

60番~62番の申請については、5月6日、大西委員、杉谷推進委員と事務局職員で現 地調査を行いました。 申請番号63番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、向島町の2筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計69㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、宅地拡張で、庭敷が計画されています。 譲受人は、この度、申請地と隣接する宅地及び建物を同時に取得して、庭敷として宅地と -体的に利用したいというものです。

この申請については、5月9日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調 査を行いました。

申請番号64番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、因島田熊町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、834㎡の転用計画です。 申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。 転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル88枚、発電量9.9kwが計画されてい ます。

譲受人は、瀬戸田町に本店を置く、再生可能エネルギー発電事業を営む法人で、申請地を 取得して、太陽光発電設備を設置したいというもので、経済産業省の設備認定を受けてお り、現在、認定事業者の変更中です。

申請番号65番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、因島田熊町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、819㎡の転用計画です。 申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル64枚、発電量9.9kwが計画されてい

譲受人は、福山市に本店を置く、再生可能エネルギー発電事業を営む法人で、申請地を取 得して、太陽光発電設備を設置したいというもので、経済産業省の設備認定を受けており、 現在、認定事業者の変更中です。

64番、65番の申請については、5月10日、村上委員、宮地推進委員と事務局職員 で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地には隣接する農地及び住宅があることから、事前に農地所有者や隣接住人に対し事業 説明を行っており、事業に対する同意書が提出されております。

申請番号66番~71番につきましては、同一の事業者及び転用目的のため一括して説明 いたします。

申請内容は、すべて賃貸借による権利の設定です。

所在は、因島田熊町6筆の一部、地目は山林及び畑、農振農用地区域外、1,213.1 2㎡と、因島中庄町の1筆の一部、1,279㎡と因島中庄町の1筆1,496㎡の全3か 所の一時転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種ですが、申請番号71 番の申請地につきましては、土地改良事業を施行した農地であり、農地区分は、第1種と考 えられます。

転用目的は、すべて作業用地で、仮設作業場、仮設道路、現場事務所、資材置場が計画さ れています。

借受人は、広島市に本店を置く、土木及び電気工事業を営む法人であり、電気事業者であ る中国電力が行う鉄塔の建て替え事業を請け負う法人です。

因島変電所と瀬戸田変電所を結ぶ送電線の鉄塔建て替え工事を行うにあたり、申請地の一 部や全部を借り受けて、工事期間中、仮設の作業所等として利用したいというもので、一時 転用期間は14ヶ月間です。

本件申請番号71番は、第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、目的を達成する上で当 該農地を供することが必要であると認められるもの」として、第1種農地の不許可の例外に 該当するものです。

66番~69番申請については、5月10日、村上正委員、宮地推進委員、70番~71 番につきましては、村上智彦委員、松浦推進委員と事務局職員で現地調査行いました。 なお、71番につきましては、第1種農地に係る転用案件として、広島県農業会議に意見聴 取することとなります。

申請番号72番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。

所在は、因島中庄町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、224㎡の転用計画です。 申請地は、非線引き都市計画区域にありますが、西瀬戸自動車道の因島北インターから300m以内に位置することから、農地区分は、第3種農地と考えられます。

転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積60.45㎡、合併浄化槽が計画されています。

借受人は、この度、父から申請地を借り受けて、住宅を新築したいというものです。

この申請については、5月10日、村上智彦委員、松浦推進委員と事務局職員で現地調査 行いました。

申請番号73番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、因島重井町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、755㎡の転用計画です。 申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。 転用目的は、資材置場用地で、足場、単管資材、車両置場8区画が計画されています。

譲受人は、因島重井町に本店を置く、土木業を営む法人で、この度、事業拡大に伴い、申請地及び隣接する原野を取得して、事業用の資材置場や車両置場として利用したいというものです。

この申請については、5月10日、村上智彦委員、村上佐代子推進委員と事務局職員で、 現地調査を行いました。

申請番号74番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、因島原町の3筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計981㎡の転用計画です。 申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル64枚、発電量9.9kwが計画されています。

譲受人は、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというもので、経済産業省の 設備認定を受けており、現在、認定事業者の変更中です。

この申請については、5月11日、米田委員、藤岡推進委員と事務局職員で、申請代理人立ち合いのもと、現地調査を行いました。

申請地には隣接する農地があることから、事前に農地所有者に対し事業説明を行っており、事業に対する同意書が提出されております。

申請番号75番~77番については、関連案件のため一括して説明します。

申請内容は、すべて賃貸借による権利の設定です。

所在は、瀬戸田町林の5筆の一部、地目は畑、農振農用地区域外及び農用地区域内、2,211㎡のうち合計690.63㎡の一時転用計画です。 申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種ですが、申請番号75

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種ですが、申請番号75番の申請地2筆につきましては、土地改良事業を施行した農地であり、農地区分は、第1種と考えられます。

転用目的は、作業用地で、仮設作業場及び仮設道路が計画されています。

借受人は、広島市に本店を置く、土木及び電気工事業を営む法人であり、電気事業者である中国電力が行う、鉄塔の建て替え事業を請け負う法人です。

因島変電所と瀬戸田変電所を結ぶ送電線の鉄塔建て替え工事を行うにあたり、申請地の一部を借り受けて、工事期間中、仮設の作業場として利用したいというもので、一時転用期間は14ヶ月間です。

本件は、転用事業地に第1種農地が含まれておりますが、農地法施行令第11条第1項「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものです。

この申請については、5月11日、髙本委員、佐々木推進委員と事務局職員で現地調査行いました。

なお、本件は、第1種農地を含む転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

申請番号78番・79番については、同一の事業者及び転用目的のため一括して説明いたします。

申請内容は、ともに売買による所有権の移転です。

所在は、瀬戸田町福田の全2筆、地目は畑、農振地域外、629㎡と962㎡の2か所の 転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は、第3種農地と考えられます。

転用目的は、ともに太陽光発電設備で、パネル87枚、発電量9.9kw、2か所が計画されています。

譲受人は、福山市に本店を置く、再生可能エネルギー発電事業を営む法人であり、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというもので、経済産業省の設備認定を受けております。

申請地には隣接する宅地があることから、事前に隣接住民に対し事業説明を行っており、事業に対する同意書が提出されております。

申請番号80番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、瀬戸田町垂水の1筆、地目は雑種地、農振農用地区域外、617㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、住宅用地で、別荘1棟、建築面積81.15㎡、駐車場3区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、府中市に居住していますが、退職後、菜園をしながら余暇を過ごしたいとの思いから、申請地を取得して、別荘を建築したいというものです。

なお、申請地は一部に貨物コンテナが置かれ、農地の利用状況にないことから、申請に際 しては顛末書が添付されております。

本件は申請面積が500㎡を超えておりますが、平屋住宅であることや家庭菜園を必要としていることからやむを得ないものと考えます。

78番~80番の申請については、5月11日、岡本委員、植原推進委員と事務局職員で、太陽光案件につきましては、申請代理人立ち合いのもと、現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

推進委員 申請番号74番について、譲渡人と譲受人は親類関係ではなさそうだが、贈与となった経 緯を聞いていたら教えほしい。

> 以前この譲渡人は今回の譲受人ではない方と売買で所有権移転していましたが、今回は贈 与で話が進められたようです。贈与となった理由は聞いていません。。

議長 よろしいですか。

推進委員 わかりました。

事務局

5番委員

議 長 他にございますか。

申請番号71番について、一時転用をするとのことだが、一時転用後は耕作される予定か 伺いたい。

現地確認では休耕中の状態でした。一時転用後の計画は聞いていませんが、農地への復元が要件となっています。

議長 よろしいですか。

推進委員 わかりました。

議 長 他にございますか。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号56番から80番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

# (挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定 することといたします。

また申請番号71番と75番の案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。

#### 議長

次に、議案第24号「非農地証明申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

#### 事務局

それでは、議案第24号、非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案24号、34番から36番を議案書をもとに説明)

申請番号34番は、因島田熊町の4筆、現況地目は山林で、面積は合計1331㎡です。 利用状況は、平成5年ごろから耕作を放棄し、現在は雑木が茂り、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域の用途地域外です。

申請番号35番は因島三庄町の1筆、現況地目は山林で、面積は277㎡です。

利用状況は、平成10年ごろから耕作しておらず、現在は雑木が繁茂し、山林化している状況です。

農振地域外、第2種農地、非線引き都市計画区域の用途地域内です。

申請番号34番、35番については、5月10日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号36番は、瀬戸田町荻の1筆、現況地目は宅地で、面積は74㎡です。 利用状況は、隣接地に平成10年に居宅を新築し、以後宅地として一体的に利用している 状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域の用途地域外です。

この申請については、5月11日、米田委員、江田推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

# 議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号34番から36番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

# 議長

次に、議案第25号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」(農地中間管理機構分)を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

# 事務局

それでは、議案第25号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)、ご説明いたします。

(議案第25号、121番を議案書をもとに説明)

番号121番、土地の所在は、瀬戸田町福田字熱田、地目は、現況登記ともに畑、面積は2,922平方メートル、他14筆で、合計面積は、21,233平方メートルです。

権利の種類は使用貸借権の設定、利用目的は果樹、契約期間は令和4年6月1日から令和14年12月31日です。

なお、これらの農地について、農地中間管理機構から借り受けする耕作希望者はすでにおり、これについては、審議事項2で審議させていただきます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

# 議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号121番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(举手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

#### 議長

次に、市からの意見聴取案件である審議事項(2)「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。

この審議事項は、先ほど審議、決定しました議案第25号の農地中間管理機構から担い手への配分計画です。

この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

# 農林水産課職員

それでは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)」に対する意見について、ご説明いたします。

農用地利用配分計画の資料をご覧ください。

(議案書資料をもとに説明)

今回は1件15筆の農用地利用配分計画(案)について意見を求めます。本日の総会におきまして、土地所有者から農地中間管理機構への農用地利用集積計画が審議されたものです。

番号1~15番、瀬戸田町福田の15筆、合計21,233㎡についてです。農地中間管理機構から転貸後は株式会社みずかぜの柑橘の生産用地として使用されます。

権利の種類は使用賃貸借権で、存続期間は令和14年12月31日までです。

本日の農業委員会でのご審議を経まして、その後、農用地利用配分計画の認可を広島県が判断することになります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

# 議長

ただいま、農林水産課より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画 (案) については、異議ない旨の意見決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意見決定することに決しました。

農林水産課の方、ご苦労さまでした。

「農林水産課、退席】

# 議長

次に、審議事項(3)「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の決 定についてを議題といたします。

#### 事務局

それでは、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について、ご 説明いたします。

(議案書資料をもとに説明)

まずは、8ページからなります別紙2、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の 点検・評価(案)」をご覧ください。

1ページ目のIの「令和3年3月31日現在の農業委員会の状況」ですが、2020年度 農林業センサスと耕地及び作付面積統計などに示された数値を記載しております。

続きまして、2ページ目の「II 担い手への農地の利用集積・集約化」ですが、担い手への集積面積は、令和3年3月時点は417.0 h a で、令和3年度実績は421.3 h a となり、4.3 h a 増加しました。今後、担い手へ農地を利用集積していく活動と担い手自体の数を増やす活動を図ること、また、関係機関と連携して農地の利用意向の把握をしていくことが必要であると考えています。

続きまして、3ページ目の「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてです。新たに1経営体が参入し、面積0.6 h a が実績となり、目標達成できました。

続きまして、4ページ目の「IV遊休農地に関する措置に関する評価」です。遊休農地面積は当初3. 4 h a で、そのうち0. 2 4 h a は解消されましたが、令和3年度の農地パトロールにより全体で13. 7 9 h a の遊休農地が確認され、新たな遊休農地が多く発生している状況です。また山林化した荒廃農地については非農地判断しました。

続きまして、「V違反転用への適正な対応」についてです。令和3年3月時点で0.08haの違反がありましたが、これについては解消しています。新たに0.21haの違反転用があり、増減は0.13ha増加しています。違反転用については、関係機関と連携して対応する必要があると考えています。

続きまして $6 \sim 7$ ページの、「VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」です。農地法3条件数や転用に関する件数の状況等を記載しております。

続きまして、8ページ目の「WI 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」です。昨年度一年間で「農地利用最適化等に関する事務」及び「農地法等によりその権限に属された事務」について、農業委員会に対し、地域の農業者等から寄せられた意見や要望については特にありませんでした。

最後に「WII 事務の実施状況の公表等」につきましては、「総会の議事録」やこの「活動計画の点検・評価」については、市のホームページにて公表しております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

# 議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

本件は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(举手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

# 議長

次に、審議事項(4)「尾道市農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。

# 事務局

それでは、尾道市農地利用最適化推進委員の辞任について、ご説明いたします。

(議案書資料をもとに説明)

令和4年4月26日付けで尾道市農地利用最適化推進委員「石本徳栄」様より令和4年4月30日をもって辞任したいとの辞任願が提出されました。

ついては、「農業委員会等に関する法律」第23条の規定により農業委員会の同意を求めるものです。

# 議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

それでは、令和4年4月30日をもって、石本推進委員の辞任について同意することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

# (挙手多数)

挙手多数ですので、石本推進委員の辞任について同意することに、決しました。

なお、辞任により、第4地区の推進委員は1名の欠員が発生しますが、今後の予定について事務局から、説明を求めます。

石本推進委員辞任後の対応(案)について、説明いたします。

推進委員の任期は、令和5年7月19日までで、約1年の任期が残っておりますので、追加募集を実施したいと考えております。

- 募集の流れですが、本日お配りしている資料に「令和4年度農地利用最適化推進委員欠員 募集スケジュール」がありますので、ご覧ください。

資料に沿って説明します。

推進委員の募集について、広報おのみち6月号及び尾道市ホームページにて推進委員の募 集を行います

募集期間は6月1日から30日までの約1か月、募集地区は、第4地区で、募集人員は1人です。

令和4年7月1日に、尾道市ホームページ上にて候補者の発表を予定しています。 そして、7月中旬に農地利用最適化推進委員候補者選定委員会を開催し、候補者の決定を 行います。

7月26日の7月総会にて推進委員の承認をいただき、8月25日の8月総会で委嘱辞令を交付します。

任期は、令和4年8月25日から令和5年7月19日までとなります。

以上が、追加募集の流れになります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をして下さい。

(質問、意見なし)

質疑がないようなので、事務局方針のとおり、第4地区の推進委員の欠員募集を行うこととします。

議長

次に、報告事項に入ります。

報告第19号から第22号までを一括して審査を行います。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようなので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。

議長

次に、その他に入ります。

まず最初に、各調査区での活動状況を報告していただきます。

報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。

各委員

(活動状況報告:省略)

議長

次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。

事務局

(その他・連絡事項について説明)

議長

ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

事務局

(質疑応答)

議長

それではこれをもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会にあたり副会長があいさつをいたします。

副会長

長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。

本日はご苦労様でした。